

2.2.8 環境の保全に係る法令、条例等による指定、規制等に関する状況

(1) 大気汚染

1) 環境基本法に基づく環境基準

「環境基本法」(平成 5 年法律第 91 号)に基づく大気汚染に係る環境基準(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)、二酸化窒素に係る環境基準(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)は、表 2.2.17、表 2.2.18 に示すとおりである。

又、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年法律第 105 号)に基づく大気環境中に係るダイオキシン類*の環境基準(平成 11 年環境庁告示第 68 号)は表 2.2.19 に示すとおりである。

表 2.2.17 大気汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	評価方法
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること。	<短期的評価*> 測定を行った日又は時間について、測定結果を環境基準に照らして評価する。ただし、1 日平均値の評価にあたっては、1 時間値の欠測が 1 日(24 時間)のうち 4 時間を超える場合には、評価対象としないものとする。
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	<長期的評価> 年間にわたる 1 日平均値について、測定値の高い方から 2% の範囲内にあるもの(365 日分の測定値がある場合は 7 日分の測定値)を除外して評価を行うものとする。ただし、1 日平均値につき環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合は、このような取り扱いは行わないこととしてその評価を行うものとする。
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	<短期的評価> 測定を行った日又は時間について、測定結果を環境基準に照らして評価する。ただし、1 日平均値の評価にあたっては、1 時間値の欠測が 1 日(24 時間)のうち 4 時間を超える場合には、評価対象としないものとする。
光化学オキシダント (O _x)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	<短期的評価> 測定を行った日又は時間について、測定結果を環境基準に照らして評価する。ただし、1 日平均値の評価にあたっては、1 時間値の欠測が 1 日(24 時間)のうち 4 時間を超える場合には、評価対象としないものとする。
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。	<長期的評価>
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。	環境基準が 1 年平均値についての条件として定められていることから、告示によって定められた測定方法及び測定地点等により、同一地点において 1 年平均値と認められる値を環境基準と比較して評価を行う。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。	
微小粒子状物質 (PM2.5)	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。	<長期的評価> 長期基準(1 年平均値)に関する評価は、測定結果の 1 年平均値を長期基準と比較する。短期基準(1 日平均値)に関する評価は、1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、低い方から数えて 98%目に当たる値を短期基準と比較する。長期基準と短期基準の両方を満足した局について、環境基準が達成されたと評価する。

資料：「平成 28 年版 新潟県の環境」(平成 28 年 9 月 新潟県県民生活・環境部)、「環境基準・規制対策の実務」(環境法令研究会)をもとに作成

表 2.2.18 二酸化窒素に係る環境基準

項目	環境上の条件	評価方法
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	<長期的評価*> 二酸化窒素の環境基準による大気汚染の評価については、測定期ごとに行うものとし、年間における二酸化窒素の 1 日平均値のうち、低い方から 98%に相当するもの(以下「1 日平均値の年間 98%値」と呼ぶ)が、0.06ppm 以下の場合は環境基準が達成され、1 日平均値の年間 98%値が 0.06ppm を超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。又、年間における二酸化窒素の測定時間が 6,000 時間に満たない測定期については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしない。

資料：「平成 28 年版 新潟県の環境」(平成 28 年 9 月 新潟県県民生活・環境部)をもとに作成

表 2.2.19 大気環境中のダイオキシン類に係る環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下

資料：「平成 28 年版 新潟県の環境」(平成 28 年 9 月 新潟県県民生活・環境部)をもとに作成

2) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準*

a) 「大気汚染防止法」等に基づく排出基準*及び指定地域

① 硫黄酸化物*に係る規制基準

「大気汚染防止法」(昭和 43 年法律第 97 号)に基づく、ばい煙発生施設に係る硫黄酸化物について排出基準が定められている。硫黄酸化物については、同法施行令(昭和 43 年政令第 329 号)第 5 条別表第 3 で定める地域の区分ごとに、排出口の高さに応じた排出規制(K 値規制)が行われており、関係市は、同法施行規則(昭和 46 厚生省・通商産業省令第 1 号)により、五泉市及び阿賀野市は第 100 号区域に該当し、表 2.2.20 に示すとおりであり、K 値*17.5 とされている。

表 2.2.20 大気汚染防止法に基づく硫黄酸化物の排出基準

区域番号	区域	K 値 ^注
100	前号に掲げる区域以外の地域	17.5

備考) 1. この表に掲げる区域は、昭和 51 年 9 月 1 日における行政区画その他の区域によって表示されたものとする。

注: K 値は大気汚染防止法で採用している硫黄酸化物の規制方式であり、ひとつのはい煙発生施設から排出された硫黄酸化物が拡散され、地上に達した時の最大着地濃度地点の濃度を定数化したものである。

② ばい煙*の排出基準

「大気汚染防止法」に基づく、ばいじんの排出基準は表 2.2.21 に示すとおりである。ばい煙発生施設に係る基準は、「大気汚染防止法」に基づく窒素酸化物*の排出基準があり、表 2.2.22 に示すとおりである。

なお、有害物質のうち、塩化水素*等についても、ばい煙発生施設の種類ごとに「大気汚染防止法」に基づく排出基準が表 2.2.23 に示すとおり定められている。さらに、平成 30 年 4 月より「大気汚染防止法」に基づく排出規制物質に水銀が加えられ、表 2.2.24 に示すとおりに排出基準が定められた。又、新潟県では「大気汚染防止法に基づく排出基準を定める条例」に基づく排出基準が、ばい煙発生施設及び有害物質の種類、地域ごとに定められているが、関係市は指定されていない。

表 2.2.21 「大気汚染防止法」に基づくばいじんの排出基準(抜粋)

ばい煙発生施設の種類		規模 (焼却能力)	標準酸素濃度 (0n%)	一般排出基準 (g/m ³ N)
廃棄物 焼却炉	新設 H10.7.2 以降に設置	4000kg/h 以上	12	0.04
		2000~ 4000kg/h		0.08
		2000kg/h 未満		0.15
	既設 H10.7.1 以前に設置	4000kg/h 以上		0.08
		2000~ 4000kg/h		0.15
		2000kg/h 未満		0.25

資料:「大気汚染防止法施行規則」(昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号)をもとに作成

表 2.2.22 「大気汚染防止法」に基づく窒素酸化物の排出基準

ばい煙発生施設の種類		規模(最大排ガス量) (万 m ³ N/h)	標準酸素濃度 (O _n %)	排出基準 ^注 (ppm)
廃棄物焼却炉	連続炉	4 以上	12	250
		4 未満		250
	前項以外	4 以上	250	250
		4 未満		-

注：昭和 59 年 10 月 1 日以降に設置した施設に対する基準を示す。

資料：「大気汚染防止法施行規則」(昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号)をもとに作成

表 2.2.23 「大気汚染防止法」に基づく有害物質(塩化水素)の排出基準及び上乗せ基準(抜粋)

ばい煙発生施設の種類		塩化水素(mg/m ³ N) 排出基準 ^注
廃棄物焼却炉	焼却能力 200kg/h 以上	700
	500kg/h 未満	
	焼却能力 500kg/h 以上	700

注：廃棄物焼却炉は標準酸素濃度(O_n=12%)による補正を行う。

資料：「大気汚染防止法施行規則」(昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号)をもとに作成

表 2.2.24 「大気汚染防止法」に基づく水銀の排出基準

水銀排出施設	施設の規模・用件	排出基準 (μg/m ³ N)	
		新規 施設	既存 施設
廃棄物焼却炉 (一般廃棄物/産業廃棄物/下水汚泥焼却 炉)	火格子面積 2m ² 以上 焼却能力 200kg/時以上	30	50
水銀含有汚泥等の焼却炉等	水銀回収義務付け産業廃棄物 ^{注1} 又は 水銀含有再生資源 ^{注2} を取り扱う施設 (加熱工程を含む施設に限り、 施設規模による裾切りはなし)	50	100

注 1：水銀回収義務付け産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で規定されている。

注 2：水銀含有再生資源は水銀による環境の汚染の防止に関する法律で規定されている。

資料：「大気汚染防止法施行規則」(昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号)をもとに作成

③ ダイオキシン類の排出基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく廃棄物焼却施設に係る排出基準は、表 2.2.25 に示すとおり定められている。

表 2.2.25 「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づくダイオキシン類の排出基準

特定施設の種類	規模要件	排出基準(ng-TEQ/m ³ N)	
		新設	既設 ^{注1}
廃棄物焼却施設	焼却能力が、1 時間当たり 50kg 以上又は火床面積 0.5m ² 以上 ^{注2}	焼却能力 4t/h 以上	0.1
		焼却能力 2t/h 以上～4t/h 未満	1
		焼却能力 2t/h 未満	5

注 1:火格子面積 2m² 以上又は焼却能力 200kg/h 以上で平成 9 年 12 月 1 日までに設置されたもの(設置工事をしているものを含む)が既設となる。

注 2: 複数の焼却炉を設置している場合は、火床面積又は焼却能力を合計して規模要件の当否を判断する。

資料:「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」(平成 11 年 総理府令第 67 号)をもとに作成

(2) 水質

1) 環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」に基づく水質汚濁に係る環境基準*(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)は、河川については表 2.2.26～表 2.2.28 に示すとおり、地下水については表 2.2.29 に示すとおり定められている(平成 9 年環境庁告示第 10 号)。なお、調査範囲内の河川では類型指定*は阿賀野川が A 類型、早出川が AA 類型となっている。

又、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく水質及び河川の底質に係るダイオキシン類の環境基準(平成 11 年環境庁告示第 68 号)は表 2.2.30 に示すとおりである。

表 2.2.26 人の健康の保護に関する環境基準*

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロパン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふつ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1, 4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。	
2. 「検出されないこと」とは、測定結果が各項目に係る測定方法の定量限界を下回ることをいう。	

資料：「水質汚濁に係る環境基準」(昭和 46 年 環境庁告示第 59 号)をもとに作成

表 2.2.27 生活環境の保全に関する環境基準* (河川その 1)

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	-

備考

- 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
- 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。
- 利用目的の適応性
 - 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 - 水道 1 級 : ろ過等による簡単な浄水操作を行うもの
 - 水道 2 級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - 水道 3 級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - 水産 1 級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 - 水産 2 級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 - 水産 3 級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 - 工業用水 1 級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 - 工業用水 2 級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 - 工業用水 3 級 : 特殊の浄水操作を行うもの
 - 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

資料:「水質汚濁に係る環境基準」(昭和 46 年 環境庁告示第 59 号)をもとに作成

表 2.2.28 生活環境の保全に関する環境基準(河川その 2)

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考
基準値は、年間平均値とする。

資料:「水質汚濁に係る環境基準」(昭和 46 年 環境庁告示第 59 号)をもとに作成

表 2.2.29 地下水の環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロパン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふつ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、平成9年3月環境庁告示第10号別表の「測定方法」の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
4. 1, 2-ジクロロエチレンの濃度はシス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。
5. トリクロロエチレンの環境基準値は、平成26年11月17日環境省告示127号により0.01 mg/L 以下に改正された。

資料：「平成27年度 地下水質測定結果」

(平成29年2月 新潟県県民生活・環境部 環境対策課)をもとに作成

表 2.2.30 ダイオキシン類に関する環境基準

項目	媒体	基準値
ダイオキシン類	水質	年間平均値が 1pg-TEQ/L 以下
	水底の底質	150pg-TEQ/g 以下

資料：「平成27年度 地下水質測定結果」

(平成29年2月 新潟県県民生活・環境部 環境対策課)をもとに作成

2) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

a) 水質汚濁防止法に基づく排水基準*、及び指定水域又は指定地域

一般廃棄物処理施設は「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号)で定める特定施設として水質汚濁防止法施行令(昭和 46 年政令第 188 号)別表第 1 に掲げられており、「水質汚濁防止法」に基づく水質汚濁に係る排水基準は、表 2.2.31 に示すとおりである。

「新潟県水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例(以下、「上乗せ条例」という。)」及び「新潟県生活環境保全条例」では特定施設の種類(業種その他の区分)、排出水の量及び水域に応じ、上乗せ条例が適用されている。阿賀野川では、すべての特定施設を対象としてクロムの上乗せ条例が適用されており、クロム含有量の許容限度は 2mg/L である。

表 2.2.31(1) 「水質汚濁防止法」に基づく排水基準(生活項目)

項目	単位	許容限度	
水素イオン濃度(水素指数)	—	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8 以上 8.6 以下、海域に排出されるもの 5.0 以上 9.0 以下	
生物化学的酸素要求量	mg/L	160(日間平均 120)	
化学的酸素要求量	mg/L	160(日間平均 120)	
浮遊物質量	mg/L	200(日間平均 150)	
ノルマルヘキサン	鉱油類含有量	mg/L	5
抽出物質含有量	動植物油脂類含有量	mg/L	30
フェノール類含有量	mg/L	5	
銅含有量	mg/L	3	
亜鉛含有量	mg/L	2	
溶解性鉄含有量	mg/L	10	
溶解性マンガン含有量	mg/L	10	
クロム含有量	mg/L	2	
大腸菌群数	個/cm ³	日間平均 3,000	
窒素含有量	mg/L	120(日間平均 60)	
燐含有量	mg/L	16(日間平均 8)	

備考

- 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- この表に掲げる排水基準は、1日当りの平均的な排出水の量が 50m³ 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
- 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共に存する硫化鉄鉱を採掘する鉱業を含む。)に属する場又は事業場に係る排出水については適用しない。
- 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
- 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
- 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であつて水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
- 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

資料:「排水基準を定める省令」(昭和 46 年 総理府令第 35 号)をもとに作成

表 2.2.31(2) 「水質汚濁防止法」に基づく排水基準(健康項目)

項目	許容限度
カドミウム及びその化合物	1Lにつきカドミウム 0.03mg
シアノ化合物	1Lにつきシアノ 1mg
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE PNに限る。)	1Lにつき 1mg
鉛及びその化合物	1Lにつき鉛 0.1mg
六価クロム化合物	1Lにつき六価クロム 0.5mg
砒素及びその化合物	1Lにつき砒素 0.1mg
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1Lにつき水銀 0.005mg
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	1Lにつき 0.003mg
トリクロロエチレン	1Lにつき 0.1mg
テトラクロロエチレン	1Lにつき 0.1mg
ジクロロメタン	1Lにつき 0.2mg
四塩化炭素	1Lにつき 0.02mg
1, 2-ジクロロエタン	1Lにつき 0.04mg
1, 1-ジクロロエチレン	1Lにつき 1mg
シス-1, 2-ジクロロエチレン	1Lにつき 0.4mg
1, 1, 1-トリクロロエタン	1Lにつき 3mg
1, 1, 2-トリクロロエタン	1Lにつき 0.06mg
1, 3-ジクロロプロパン	1Lにつき 0.02mg
チウラム	1Lにつき 0.06mg
シマジン	1Lにつき 0.03mg
チオベンカルブ	1Lにつき 0.2mg
ベンゼン	1Lにつき 0.1mg
セレン及びその化合物	1Lにつきセレン 0.1mg
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 1Lにつきほう素 10mg 海域に排出されるもの 1Lにつきほう素 230mg
ふつ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 1Lにつきふつ素 8mg 海域に排出されるもの 1Lにつきふつ素 15mg
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1Lにつきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg
1, 4-ジオキサン	1Lにつき 0.5mg

備考

- 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

資料:「排水基準を定める省令」(昭和46年 総理府令第35号)をもとに作成

(3) 騒音

1) 環境基本法に基づく騒音に係る環境基準

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準(平成 10 年環境庁告示第 64 号)は表 2.2.32 に示すとおりである。

対象事業実施区域は用途地域の定めのない地域(前掲図 2.2.10 参照)であり、地域のあてはめは行われていないが、周辺土地利用の状況は C 地域に相当する。なお、対象事業実施区域周辺には、幹線交通を担う道路として主要地方道白根安田線が存在する。

表 2.2.32(1) 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50dB 以下	40dB 以下
A 及び B	55dB 以下	45dB 以下
C	60dB 以下	50dB 以下

備考

- 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
- AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

表 2.2.32(2) 騒音に係る環境基準(道路に面する地域)

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線 ^注 を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線 ^注 を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線 ^注 を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下

注：車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう

表 2.2.32(3) 騒音に係る環境基準(幹線交通を担う道路に近接する空間)

基準値	
昼間	夜間
70dB 以下	65dB 以下

備考

- 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては 40dB 以下)によることができる。
- 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、都市高速道路、一般国道、都道府県道、4 車線以上の市町村道をいう。「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定することとする。
 - 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル
 - 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル

資料：「騒音に係る環境基準」(平成 10 年 環境庁告示第 64 号)をもとに作成

2) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

a) 騒音規制法及び新潟県生活環境保全条例に基づく特定工場・指定騒音施設等の規制基準

「騒音規制法」(昭和43年法律第96号)及び「新潟県生活環境保全条例」に基づく特定工場等の規制基準は表2.2.33に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺では区域の指定はないが、周辺土地利用の状況は第3種区域に相当する。

表2.2.33 「騒音規制法」及び「新潟県生活環境保全条例」に基づく特定工場等に係る規制基準

区域の区分 ^{注1}	時間の区分		
	朝・夕	昼	夜
第1種区域	40dB	50dB	40dB
第2種区域	50dB	55dB	45dB
第3種区域	60dB	65dB	50dB
第4種区域	65dB	70dB	60dB

備考

1. 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。
 - (1) 第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
 - (2) 第2種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
 - (3) 第3種区域：住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
 - (4) 第4種区域：主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域
2. 昼間、朝・夕及び夜間とは、それぞれ次の各号に掲げる時間をいう。
 - (1) 昼間：第1種区域及び第2種区域にあっては午前8時から午後6時まで、第3種区域及び第4種区域にあっては午前8時から午後8時まで
 - (2) 朝：午前6時から午前8時まで
 - (3) 夕：第1種区域及び第2種区域にあっては午後6時から午後9時まで、第3種区域及び第4種区域にあっては午後8時から午後10時まで
 - (4) 夜間：第1種区域及び第2種区域にあっては午後9時から翌日の午前6時まで、第3種区域及び第4種区域にあっては午後10時から翌日の午前6時まで
3. 学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内は、当該値から5dB減じた値とする。(騒音の第1種区域は除く。)

資料：「騒音規制法の規制基準及び指定地域」(新潟県県民生活・環境部 環境対策課 HP

<http://www.pref.niigata.lg.jp/kankyotaisaku/1279652437530.html> 令和元年5月31日時点)をもとに作成

b) 騒音規制法及び新潟県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定建設作業*に係る規制基準

「騒音規制法」及び「新潟県生活環境の保全等に関する条例」に基づく特定建設作業騒音*に係る規制基準は表 2.2.34 に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺では区域の指定はされていないが、周辺土地利用の状況は 1 号区域に該当する。

表 2.2.34 「騒音規制法」及び「新潟県生活環境保全条例」に基づく特定建設作業騒音に係る規制基準

区域の区分	基準種別 敷地境界 基準値	作業禁止時刻	1 日当たりの 作業時間	作業期間	作業 禁止日
1 号区域	85dB	午後 7 時から 午前 7 時	10 時間/日	連続 6 日	日曜日 その他休日
2 号区域		午後 10 時から 午前 6 時	14 時間/日		

備考

1. 1 号区域は騒音規制法の第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域のうち学校、病院等の敷地の周囲おむね 80m の区域。前述以外は 2 号区域。

2. 騒音規制法対象となる特定建設作業は以下のとおりである。

1. くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガと併用する作業を除く。)
2. びょう打機を使用する作業
3. さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルをこえないものに限る。)
4. 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15 キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
5. コンクリートプラント(混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。)を設けて行なう作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行なう作業を除く。)
6. バックホウ(騒音規制法施行令(昭和 43 年政令第 324 号)別表第 2 第 6 号に規定する環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80 キロワット以上のものに限る。)を使用する作業
7. トラクターショベル(騒音規制法施行令別表第 2 第 7 号に規定する環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70 キロワット以上のものに限る。)を使用する作業
8. ブルドーザー(騒音規制法施行令別表第 2 第 8 号に規定する環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40 キロワット以上のものに限る。)を使用する作業
9. コンクリートカッターを使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。)

資料:「騒音規制法の規制基準及び指定地域」(新潟県県民生活・環境部 環境対策課 HP

<http://www.pref.niigata.lg.jp/kankyotaisaku/1279652437530.html> 令和元年 5 月 31 日時点) をもとに作成

c) 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度*

「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度は表 2.2.35 に示すとおりである。

対象事業実施区域は用途地域の定めのない区域(前掲図 2.2.10 参照)であり、b 区域に該当する。

表 2.2.35 「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (午前 6 時から 午後 10 時まで)	夜間 (午後 6 時から 翌午前 6 時まで)
1 a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65dB(75dB)	55dB(70dB)
2 a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB(75dB)	65dB(70dB)
3 b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB(75dB)	70dB(70dB)

備考

1. ()内の数値は幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度である。
2. a 区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域
- b 区域：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域
- c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

資料：「平成 27 年版 一般環境騒音・自動車交通騒音調査結果」

(平成 29 年 1 月 新潟県県民生活・環境部 環境対策課) をもとに作成

(4) 振動

1) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

a) 振動規制法及び新潟県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定工場・指定振動施設等の規制基準

「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号)及び「新潟県生活環境の保全等に関する条例」に基づく特定工場等の規制基準は表 2.2.36 に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺では区域の指定はないが、周辺土地利用の状況は第 2 種区域に相当する。

表 2.2.36 「振動規制法」及び「新潟県生活環境保全条例」に基づく特定工場等に係る規制基準

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
第 1 種区域	60dB	55dB
第 2 種区域	65dB	60dB

備考 :

1. 第 1 種区域、第 2 種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。
 1. 第 1 種区域 良好的な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
 2. 第 2 種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域
2. 表に掲げた値は工場・事業場の敷地境界における基準値である。
3. 区域区分は原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定められている。
4. 学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50m の区域内は、当該値から 5dB 減じた値とする。
5. 昼間及び夜間とは、それぞれ次の各号に掲げる時間をいう。
 1. 昼間 第 1 種区域にあっては午前 8 時から午後 7 時まで、第 2 種区域にあっては午前 8 時から午後 8 時まで
 2. 夜間 第 1 種区域にあっては午後 7 時から翌日の午前 8 時まで、第 2 種区域にあっては午後 8 時から翌日の午前 8 時まで

資料 : 「振動規制法の規制基準及び指定地域」(新潟県県民生活・環境部 環境対策課 HP

<http://www.pref.niigata.lg.jp/kankyotaisaku/1283457646607.html> 令和元年 5 月 31 日時点) をもとに作成

b) 振動規制法及び新潟県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定建設作業に係る規制基準

「振動規制法」及び「新潟県生活環境の保全等に関する条例」に基づく特定建設作業振動*に係る規制基準は表 2.2.37 に示すとおりである。

対象事業実施区域は、1号区域に該当する。

表 2.2.37 「振動規制法」及び「新潟県生活環境保全条例」に基づく特定建設作業振動に係る規制基準

区域の区分	基準種別 敷地境界基準値	作業禁止時刻	1日当たりの作業時間	作業時間	作業禁止日
1号区域	75dB	午後7時から 午前7時	10時間/日	連続6日	日曜日 その他休日
2号区域		午後10時から 午前6時	14時間/日		

備考

1. 1号区域：振動規制法の第1種区域、第2種区域のうち工業地域以外の地域、第2種区域の工業地域のうち、学校、病院等の敷地のおおむね 80m の地域

2号区域：規制地域の内、1号区域以外の地域

2. 騒音規制法対象となる特定建設作業は以下のとおりである。

- 1. くい打機(もんけん・圧入式を除く。)、くい抜機(油圧式を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式を除く。)を使用する作業
- 2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- 3. 舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。)
- 4. ブレーカー(手持式を除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。)

資料：「振動規制法の規制基準及び指定地域」(新潟県県民生活・環境部 環境対策課 HP

<http://www.pref.niigata.lg.jp/kankyotaisaku/1283457646607.html> 令和元年5月31日時点)をもとに作成

c) 道路交通振動の要請限度*

振動規制法第16条第1項の規定に基づく道路交通振動の要請限度(振動規制法施行規則第12条)を表 2.2.38 に示す。

対象事業実施区域周辺では区域の指定はないが、周辺土地利用の状況は第2種区域に相当する。

表 2.2.38 道路交通振動の要請限度

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
第1種区域	65dB	60dB
第2種区域	70dB	65dB

備考

1. 時間の区分は以下のとおりである。
昼間：午前8時から午後7時まで、夜間：午後7時から翌日の午前8時まで
2. 第1種区域、第2種区域とは、表 2.2.36 に規定する区域をいう。

(5) 土壌汚染

1) 環境基本法に基づく土壌汚染に係る環境基準

「環境基本法」に基づく土壌汚染に係る環境基準(平成3年環境庁告示第46号、平成31年環境省告示第48号最終改正)は表2.2.39に示すとおりである。

又、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づくダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準は表2.2.40に示すとおりである。

表2.2.39 土壌汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壤1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壤1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふつ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。

備考

- 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふつ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壤が地下水表面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
- 「検液中に検出されないこと」とは、測定結果が当該項目の測定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

資料：「土壌汚染に係る環境基準」(平成3年環境庁告示第46号、平成31年環境省告示第48号最終改正)をもとに作成

表 2.2.40 土壤のダイオキシン類に係る環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下

資料：「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく基準等」（環境省 HP
<https://www.env.go.jp/chemi/dioxin/outline/kijun.html> 令和元年 5 月 31 日時点）をもとに作成

(6) 悪臭

1) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

新潟県における「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号）に基づく規制基準は表 2.2.41 に示すとおりである。

五泉市・阿賀野市では一部地域が規制地域に指定されている。

対象事業実施区域は、規制地域の指定はない。

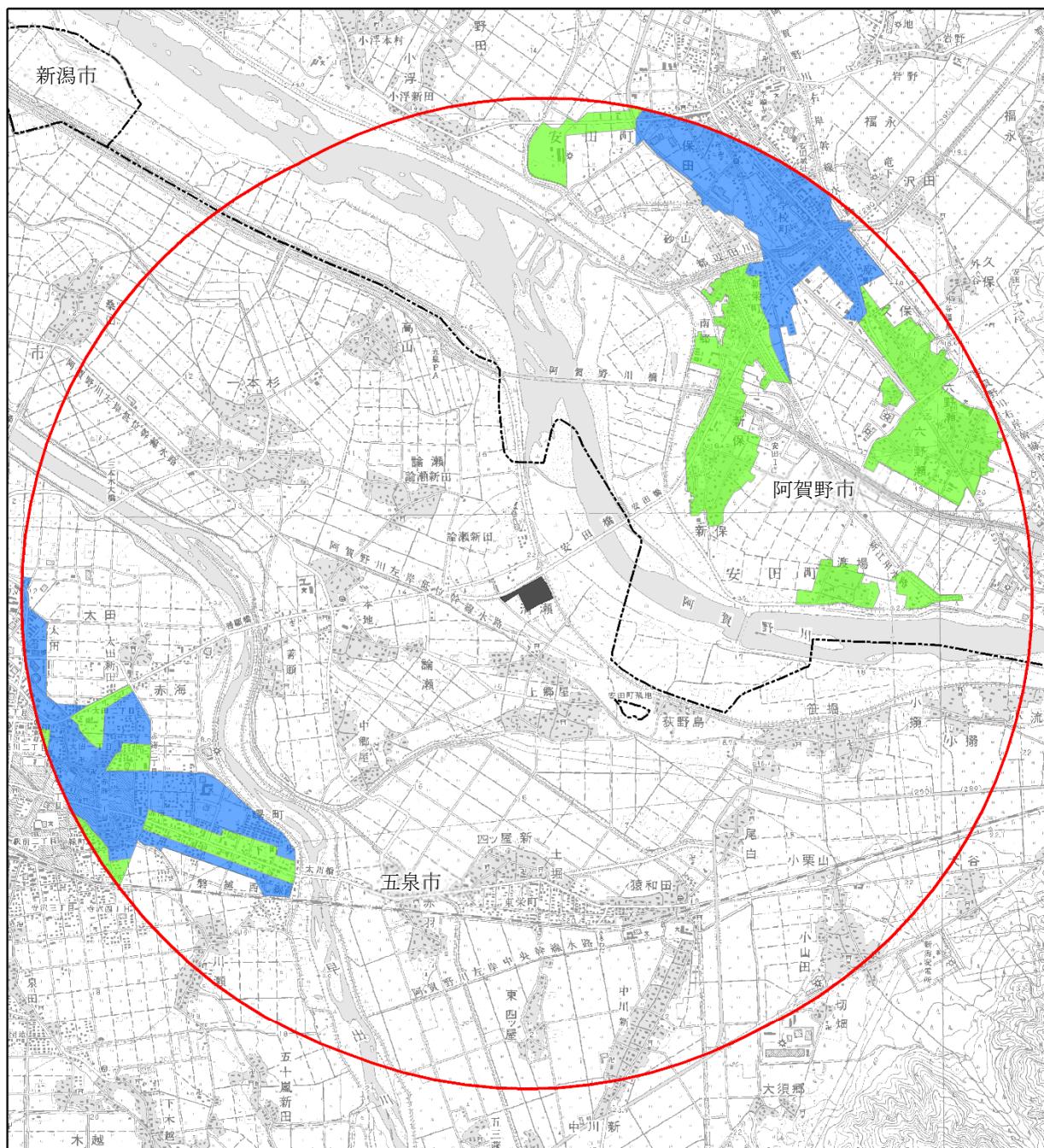
表 2.2.41 「悪臭防止法」に基づく臭気指数*規制基準

区域区分	敷地境界線の規制基準値
第 1 種区域	臭気指数 10
第 2 種区域	臭気指数 12
第 3 種区域	臭気指数 13

備考

1. 区域区分は五泉市、阿賀野市の調査範囲内で図 2.2.21 に示すとおり区分されている。
2. 臭気指数とは臭気濃度の値の対数に 10 を乗じた数値である。
臭気指数 = $10 \times \log_{10}$ (臭気濃度)

資料：「悪臭防止法の規制基準および規制地域」（新潟県県民生活・環境部 環境対策課 HP
<http://www.pref.niigata.lg.jp/kankyotaisaku/1283457693190.html> 令和元年 5 月 31 日時点）をもとに作成



凡例

- : 調査範囲
- : 対象事業実施区域
- : 市界
- : 第1種区域
- : 第2種区域
- : 第3種区域



図 2.2.21

悪臭の規制地域

資料：「悪臭防止法の規制基準および規制地域」（新潟県県民生活・環境部 環境対策課 HP http://www.pref.niigata.lg.jp/kankyotaisaku/12834576931_90.html 令和元年5月31日時点）をもとに作成

(7) 景観

景観については「景観法」(平成 16 年法律第 110 号)の施行を受けて、「新潟県景観懇談会」が設置され、景観施策の基本的な方針、県や市町村が果たすべき役割などについて提言された。又、新潟県は、景観法に基づく施策の基本となる景観計画の策定を円滑に進められるよう、「景観計画策定の手引き」が策定されている。

(8) 廃棄物*

持続可能な循環型社会構築の取り組みとして、新潟県では廃棄物処理法に基づく「都道府県廃棄物処理計画」として「第 2 次新潟県資源循環型社会推進計画」が策定されている。本計画では排出量、再生利用率、最終処分率において平成 25 年度を基準年として、令和 2 年度に達成すべき目標を定めており、1 人 1 日当たりのごみ排出量は 957g、再生利用を除く 1 人 1 日当たりのごみ排出量は 700g、再生利用率は 27%、最終処分率は 8.8% とされている。

(9) 地球温暖化

地球温暖化防止の取り組みとして、新潟県では令和 12 年度における新潟県の温室効果ガス*排出量を平成 25 年度比 26% 削減することを目標として、国の地球温暖化対策計画を勘案し新潟県地球温暖化対策地域推進計画（2017-2030）を策定している。又、本計画では短期的な目標として令和 2 年度において温室効果ガス排出量を平成 25 年度比 10.7% 削減することを掲げている。

(10) 自然関係法令

1) 自然関係法令等に基づく指定状況

対象事業実施区域及び調査範囲における自然環境保全に係る法令等による指定の状況は表2.2.42に示すとおりである。

表 2.2.42 対象事業実施区域及び調査範囲の自然関係法令等に基づく指定状況

地域その他の対象			指定等の有無		関係法令等
		対象事業 実施区域	調査範囲		
自然保護関連	自然公園	国立公園	×	×	自然公園法
		国定公園	×	×	
		県立自然公園	×	×	
	自然環境保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保全法
			×	×	
		自然環境保全地域	×	×	
	自然遺産		×	×	新潟県自然環境保全条例
			×	×	
	動植物保護	生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		特別保護区	×	×	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
		鳥獣保護区	×	×	
		特定猟具使用禁止区域(銃)	×	○	
		指定猟法禁止区域	×	×	
		登録簿に挙げられている湿地の区域	×	×	ラムサール条約
国土防災関連	保安林		×	×	森林法
	砂防指定地		×	×	砂防法
	急傾斜地崩壊危険区域		×	×	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	地すべり防止区域		×	×	地すべり等防止法

a) **自然公園法、新潟県立自然公園条例に基づく自然公園*の指定状況**

調査範囲内には、自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)に基づく国定公園及び新潟県立自然公園条例(昭和 43 年新潟県条例第 28 号)に基づき指定された自然公園はない。

b) **自然環境保全法、新潟県自然環境保全条例に基づく地域地区等の指定状況**

調査範囲には、自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)に基づき国が指定した原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域*に指定されている地域はない。

調査範囲には、新潟県自然環境保全条例(昭和 48 年新潟県条例第 34 号)に基づき指定されている自然環境保全地域及び緑地環境保全地域はない。

c) **世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づく自然遺産の状況**

調査範囲には、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(平成 4 年条約第 7 号)に基づき世界遺産一覧表に記載されている自然遺産の区域はない。

d) **絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区の指定状況**

調査範囲には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号)に基づき生息地等保護区に指定されている区域はない。

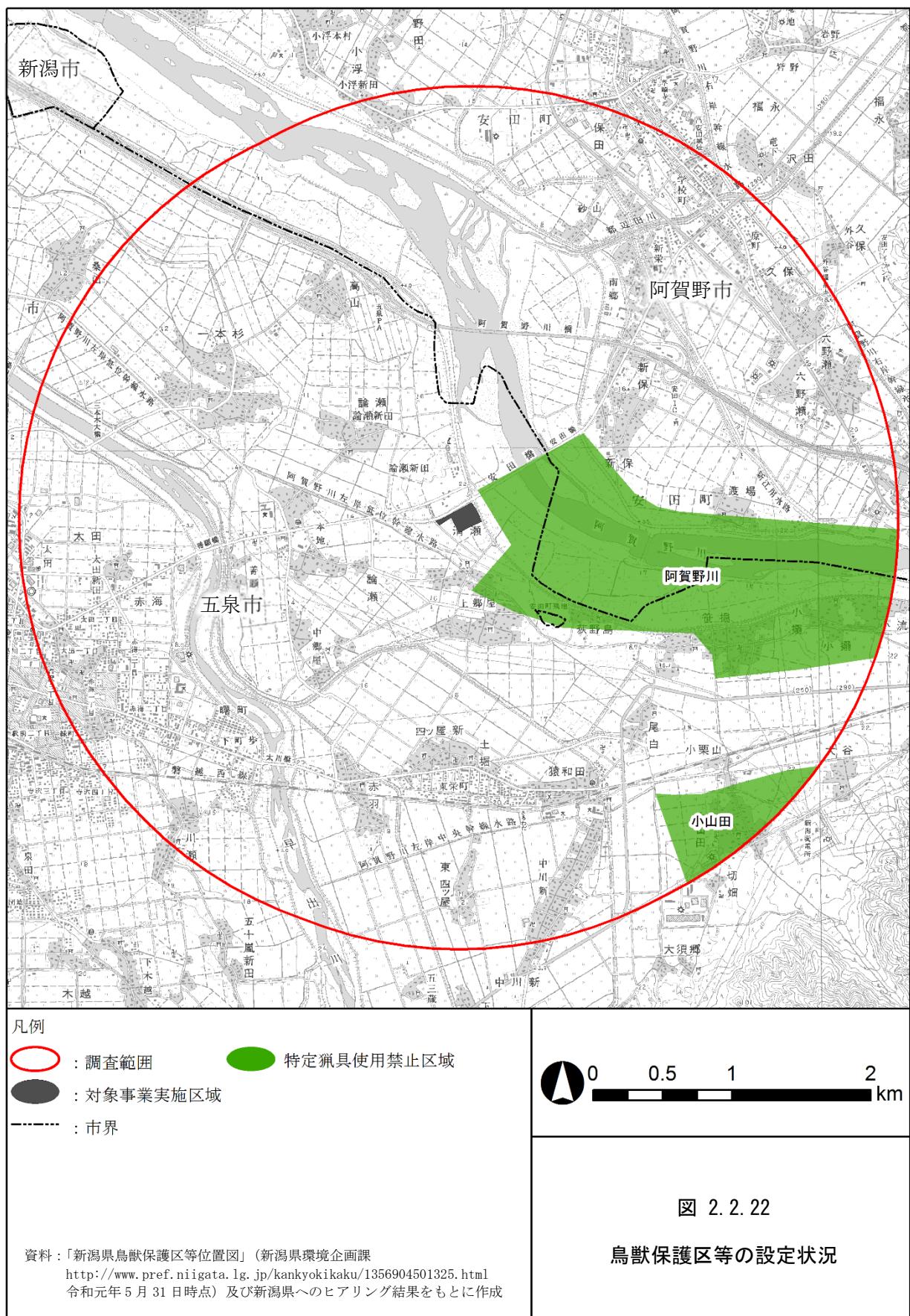
e) **鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区*等の設定状況**

調査範囲における鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)に基づく鳥獣保護区等の設定状況を表 2.2.43 及び図 2.2.22 に示す。調査範囲には、2 カ所の特定獣具使用禁止区域が設定されている。対象事業実施区域は、特定獣具使用禁止区域が設定された区域(阿賀野川)に隣接している。

表 2.2.43 鳥獣保護区等の設定状況

特定獣具使用禁止区域(銃)			
No.	名称	期限	面積(ha)
1	阿賀野川	令和 9 年 11 月 14 日	458
2	小山田	令和 10 年 10 月 31 日	120

資料:「新潟県鳥獣保護区等位置図」(新潟県環境企画課 HP <http://www.pref.niigata.lg.jp/kankyou/okikaku/1356904501325.html> 令和元年 5 月 31 日時点) 及び新潟県へのヒアリング結果をもとに作成



f) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく登録簿に掲載された湿地の指定状況

調査範囲には、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(昭和 55 年条約第 28 号)に基づく登録簿に掲載された湿地はない。

g) 都市計画法に基づく風致地区の指定状況

調査範囲における都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)に基づく風致地区に指定されている区域はない。

h) その他の法律による区域等の指定状況

調査範囲における森林法に基づく保安林*、砂防法に基づく砂防指定地、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域及び地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域の指定状況を表 2.2.44 に示す。

表 2.2.44 保安林、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域及び地すべり防止区域の指定状況

地域指定	根拠法令	指定状況
保安林	森林法 (昭和 26 年法律第 249 号)	保安林に指定されている地域はない。
砂防指定地	砂防法 (明治 30 年法律第 29 号)	砂防指定地に指定されている地域はない。
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和 44 年法律第 57 号)	急傾斜地崩壊危険区域に指定されている区域はない。
地すべり防止区域	地すべり等防止法 (昭和 33 年法律第 30 号)	地すべり防止区域に指定されている区域はない。

2.2.9 環境保全計画等の策定の状況

(1) 新潟県環境基本計画

本計画は、新潟県環境基本条例(平成7年新潟県条例第40号)に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「新潟県環境基本計画」が平成9年3月に策定され、平成19年3月に見直しを行い、平成29年3月、新潟県環境基本条例の基本理念の実現に向け、地球温暖化対策をはじめとした環境保全対策等を推進する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、新たな新潟県環境基本計画が、計画期間を平成29年度から令和10年度として策定された。

本計画では、安全に安心して心豊かに暮らせる持続可能な社会の構築に向けて、以下の基本目標を設定し、施策を展開する。

- ① 人と自然が共生するくらし
- ② 安全で快適な環境
- ③ 資源を大切にする循環型の地域社会

基本目標を達成するため、3つの環境分野の施策分野と「環境保全の共通基盤の整備」を施策の柱として、これに沿って体系的に施策を展開する。

(2) 第2次新潟県資源循環型社会推進計画

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」*(昭和45年法律第137号)に基づき、「都道府県廃棄物処理計画」として、「新潟県資源循環型社会推進計画」が平成23年4月に策定され、持続可能な循環型社会の形成を図られてきた。現在までの取組と新たな課題を踏まえ、引き続き循環型社会の実現に向けた施策を効果的かつ計画的に進めるため、「第2次新潟県循環型社会推進計画」が策定された。

本計画は、廃棄物の排出をできる限り抑制し、廃棄物となったものは再使用、再生利用、エネルギー回収の順にできる限り循環的な利用を行った上で、循環的利用ができないものは適正な処分を確保するという環境と経済が調和した「資源を大切にする循環型の地域社会づくり」の推進を基本理念としている。

計画期間は、平成28年度から令和2年度までの5年間とし、政策プランの見直し時期と整合を図るため、平成30年度に達成すべき中間目標を定め、最終年度となる令和2年度に達成すべき目標を定めている。

(3) 五泉市環境基本計画

本計画は、五泉市環境基本条例(平成 18 年五泉市条例第 207 号)第 3 条の基本理念を実現するために、同条例第 9 条の規定に基づいて定められ、望ましい環境像を示し、本市の環境施策を総合的かつ計画的に推進するために策定された。本計画は、本市の環境に関して最も基本となる計画であり、環境保全のための施策と、環境の保全に貢献する施策を横断的にとりまとめ、五泉市環境基本条例で定める基本理念を実現するためのものである。計画期間は平成 30 年から令和 9 年までの 10 年間としており、望ましい環境像を「水と緑を未来へ紡ぐ 人と地球にやさしいまち 泉都ごせん」と定め、5 つの基本目標を設定している。

- ①豊かな自然と伝統のある風土を守り、快適に暮らせるまちづくり
- ②きれいな水と大地、さわやかな空気のもとで、安全・安心に暮らせるまちづくり
- ③ものを無駄なく循環させ、資源を大切にするまちづくり
- ④次世代のために地球環境の保全に貢献するまちづくり
- ⑤環境課題をみんなで学び参加する協働のまちづくり

(4) 阿賀野市環境基本計画

本計画は、健全で恵み豊かな環境を保全し、潤いと安らぎのある環境を創造し、これを将来の世代に引き継いでいくため、平成 23 年 4 月に施行された阿賀野市環境基本条例(平成 23 年阿賀野市条例第 9 号)にもとづき「地域の環境特性に応じた環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画」として策定されている。本計画は、阿賀野市総合計画の部門別計画であるとともに、阿賀野市環境基本条例の理念を実現するための「阿賀野市のまちづくりを環境面から具体化するマスターplan」として位置づけられている。計画期間は平成 25 年から令和 4 年までの 10 年間としており、「山・水・土、そして光の恵みをありがとう！ともに創り、次代へ引き継ぐ阿賀野の環」を環境行動指針とし、5 つの基本目標を掲げている。

- ①安全で快適な生活環境を守るまち
- ②豊かで誇れる自然資源や歴史資源を育み活かすまち
- ③地域資源が有機的かつ効果的にめぐるまち
- ④地球環境を思いやり大切にするまち
- ⑤環境を考え共に行動するまち

(5) 五泉市一般廃棄物処理基本計画

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 6 条に基づき、これまでの一般廃棄物処理事業の実態を把握して今後の課題を整理することにより適正かつ合理的な一般廃棄物処理が行えるように策定された計画であり、ごみ処理基本計画、生活排水処理基本計画及び災害廃棄物処理計画に分かれている。計画目標年次は、平成 25 年から令和 8 年度までの期間とされている。

(6) 阿賀野市一般廃棄物処理基本計画

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条に基づき、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、策定された計画である。本計画では上位計画となる各種計画（阿賀野市総合計画、阿賀野市環境基本計画、阿賀野市地球温暖化対策実行計画）との整合を図り、今後の廃棄物行政における長期的、総合的な指針として位置づけられている。計画目標年次は、平成27年から令和6年度までの期間とされている。

(7) 五泉市・阿賀野市・阿賀町一般廃棄物処理広域化実施計画

我が国においては、「ごみ処理にかかるダイオキシン類発生防止等ガイドライン」において、今後の恒久的な対策として、小規模なごみ焼却施設を高度な処理機能を有する大規模施設へ集約する必要性を示しており、新潟県においてもごみ処理の広域化を推進している。こうした国や県の施設整備方針を踏まえ、平成27年3月には今後の長期的・総合的視野に立って、計画的な一般廃棄物処理の推進を図るための基本方針となる「五泉市・阿賀野市・阿賀町一般廃棄物処理広域化実施計画」の1年次が、さらに平成28年3月に2年次が策定された。

本計画は、一般廃棄物処理の現状及び将来見通し等を踏まえて処理方策について検討するとともに、適正な循環利用や適正処分を進める必要性も踏まえ、関係市町等の連携による広域的な取り組みを図るための基本的事項を定めたものである。計画期間は、平成28年度を計画初年度とし、10年後の令和7年度を計画最終年度とし、計画策定5年後の令和2年度を中間目標年度とし見直しを行うほか、計画策定の前提となる諸条件に大きな変化があった場合にも見直しを行うこととしている。